

審査基準及び標準処理期間

所属名	建設交通部都市計画課公園係
内線番号	5272

No.	項目	内容
①	処分名	占用変更許可
②	法令名	都市公園法
③	法令番号	昭和31年法律第79号
④	根拠条項	第6条第3項
⑤	処分権者	京都府知事(委任先:土木事務所長)
⑥	法令の定め	<p>第六条 都市公園に公園施設以外の工作物その他の物件又は施設を設けて都市公園を占用しようとするときは、公園管理者の許可を受けなければならない。</p> <p>2 前項の許可を受けようとする者は、占用の目的、占用の期間、占用の場所、工作物その他の物件又は施設の構造その他条例(国の設置に係る都市公園にあつては、国土交通省令)で定める事項を記載した申請書を公園管理者に提出しなければならない。</p> <p>3 第一項の許可を受けた者は、許可を受けた事項を変更しようとするときは、当該事項を記載した申請書を公園管理者に提出してその許可を受けなければならない。ただし、その変更が、条例(国の設置に係る都市公園にあつては、政令)で定める軽易なものであるときは、この限りでない。</p> <p>4 第一項の規定による都市公園の占用の期間は、十年をこえない範囲内において政令で定める期間をこえることができない。これを更新するときの期間についても、同様とする。</p>
⑦	審査基準	<ul style="list-style-type: none"> ・都市公園法第7条 ・京都府都市公園条例第3条 ・京都府都市公園条例第7条 ・京都府都市公園条例第10条 <p style="text-align: center;">〔 <その他運用基準> 京都府の公の施設におけるヘイトスピーチ防止のための使用 手続に関するガイドライン 〕</p>
⑧	経由機関名	
⑨	協議機関名	
⑩	標準処理期間	(⑪合計期間)14日
	経由期間	
	協議機関	
	当該処分機関	
⑫	問合せ	都市計画課(075-414-5272)
⑬	備考	